

ひと、くらし、  
みらいのために

## せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

## 瀬峰署管内は、労働災害多発から脱却傾向

令和7年度が始まりました。瀬峰署の職員も一新され、顔ぶれが変わりましたが、**労働災害の撲滅、より良い労働環境の構築にける思いは変わりません。**

今年度も引き続きよろしくお願いいいたします。

瀬峰署管内における休業4日以上の労働災害発生状況等についてお伝えします。

**令和6年は、皆様のご尽力により休業4日以上の労働災害を令和5年に比べて19件（-10.5%）、令和4年に比べて34件（-17.3%）減少させることができました（件数は、令和7年3月7日現在の速報値）。**

しかしながら、何度も申し上げているとおり、1年間を通じて「死亡労働災害ゼロ」を達成した令和5年から一転して、令和6年は、労働災害により3名もの尊い命が失われました。このような悲惨な労働災害を無くすために皆様とともに様々な取組を行い、再び「年間死亡労働災害ゼロ」を達成したく思いますので、ご協力をいただきたく思います。

**前月号で労働災害が多発していることをお伝えしましたが、その後、瀬峰署管内では、下表のとおり落ち着きを見せております。**一方、宮城県全体では、休業4日以上の労働災害の多発傾向が続いており（昨年同時期比19.8%増）、憂慮すべき状況となっています。

令和7年3月7日現在

休業4日以上（新型コロナウイルス感染症を除く）

## 瀬峰署管内の労働災害発生状況

業種別	年別		令和7年		前年同月増減			
	令和6年		令和7年		死傷		死亡	
	1月～2月	1月～2月	1月～2月	1月～2月	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	20		20					
製造業	5		5					
鉱業	1				-1	-100.0%		
建設業	5		3		-2	-40.0%		
運輸交通業	2		1		-1	-50.0%		
貨物取扱業								
農業								
林業	1				-1	-100.0%		
畜産・水産業			2		2			
商業	2		3		1	50.0%		
金融・広告業								
映画・演劇業								
通信業			1		1			
教育・研究業								
保健衛生業	3		4		1	33.3%		
接客娯楽業								
清掃・と畜業								
官公署								
その他の事業	1		1					

# 建設業の事業主の皆様へ（労災保険関係）



工事現場以外で工事と関係の無い作業を行っている時に怪我をした場合でも工事現場の労災保険を使用できるの？



できないんですよー

工事現場以外（「事務所」、「土場整理等（ ）」）も労災保険の成立（加入）が必要です。

## 労働保険の適用

## 建設業に適用される労働保険は3種類

	保険の種類	加入の義務	給付の概要
労災保険	工事現場の労災保険	元請の事業主	工事現場作業に従事する労働者が業務中や通勤途上に起きた災害に係る労災給付
	工事現場以外の労災保険（「事務所」、「特定の工事現場に付随しない土場整理等（※）」の分）	従事する労働者がいる事業主	工事現場以外で特定の工事現場に付随しない業務を行う労働者が業務中や通勤途上に起きた災害に係る労災給付
雇用保険	事業所全体の雇用保険	雇用保険被保険者がいる事業主	労働者が失業した場合や、雇用の安定を図るための各種給付金・助成金

※ 土場整理等とは、建設会社の資材置き場等において恒常的に行う型枠・重機・電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等のことです。資材置き場等は、事務所と同一場所に限らず、事務所から離れた空き地等とする場合もあります。重機を稼働させるなどの「建設の態様」であったとしても、請負契約の下で行われる工事でない限りは「工事現場の労災保険」に含めることはできません。

## 適用・手続きの説明

## 下請専門事業場であっても必要です

- 「事務所」の労災保険（「事務所労災」）  
工事現場作業とは別に、事務所で従事する労働者がいる場合は、所轄の労働基準監督署で「事務所労災」の保険関係の成立（加入）手続きが必要です。
- 「特定の工事現場に付随しない土場整理等」の労災保険  
「事務所労災」の保険関係の成立（加入）があれば、「特定の工事現場に付随しない土場整理等」を含めて適用になりますので、改めて労災保険の成立（加入）手続きは不要ですが、「事務所労災」の保険関係の成立（加入）がなければ、所轄の労働基準監督署で「特定の工事現場に付随しない土場整理等」の保険関係の成立（加入）手続きが必要です。

# 労働安全衛生法の改正に関する動きについて

次の事項について労働安全衛生法が改正される動きがあります。改正された際には、その詳細を様々な手段でお伝えいたします。

- 1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 2 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進
- 4 機械等による労働災害の防止の促進等
- 5 高齢者の労働災害防止の推進